

特区区分	総合特区名	提案事項名	整理番号	提案事項の具体的内容	政策課題	回数	国と地方の協議【書面協議】 担当省庁の見解					国と地方の協議【書面協議】 指定自治体の回答					対面協議	内閣府記載欄			
							担当省庁・担当課	根拠法令	対応	実施時期	スケジュール	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件 / 代替案の内容とその妥当性・論点など	対応の但し書き	対応	理由等	内閣府コメント		内閣府整理			
地域09	健康寿命社会を創造するスマートウェルネス総合特区	堤防道路における歩行者・自転車通行区分の明示	1591	<p>【求める規制緩和等の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川の堤防道路(幅員4m)を舗装し、車両通行禁止(但し、自転車は除く)として市道認定するに当たり、舗装上にラインを引き、自転車と歩行者の通行区分を視覚的に明示したい。加えて、自転車の通行区分内に更にラインを引き、自転車の走行する方向を視覚的に明示したい(詳細は別紙参照)。</li> <li>・当市の提案する道路標示を具体的に実現するに当たり、地元警察等との事前相談の結果も考慮し、自転車道と歩道に区分する方法にて実現を図りたい。しかし、道路交通法第2条及び道路構造令第2条の規定により、自転車道と歩道を工作物で区分することとされているため、工作物でなく、ライン表示でも、区分されているものとして認めてくれるよう、規定を緩和していただきたい。</li> <li>・なお、緩和することに伴う安全確保のための措置として、ライン表示により区分が可能な場合としては、自動車と接触する恐れが無い、車道と隣接していない歩道(当該堤防道路のようなものを想定)に限定するものとし、かつ、路面上にマークと矢印を表示し、通行する場所と方向の明示を行う。</li> <li>【規制緩和等による効果】</li> <li>・当該総合特区は「歩いてしまうちづくり」の構築を標榜しており、そのためには徒歩や自転車が安全に通行できる環境整備が必要と考えている。ラインがなく、通行する区分が明示されない、かえって自転車と歩行者が混在することになると考えており、ラインを引くことで、昨今の歩行者と自転車の接触事故等の減少につながるものと期待している。</li> <li>【事前相談における見解】</li> <li>・事前に地元警察等に相談をした際には、ラインを引くことが好ましくない(ない)旨の見解を受けたところである。理由としては、歩行者は原則、どこでも通行することが可能であり、ラインを引くことにより通行区分を明示、制限することは望ましくない。</li> <li>・道路において、自転車は原則左側通行、ラインを引くことにより、原則のルールとは異なる通行区分を明示することになる。</li> <li>・自転車通行部分と歩行者通行部分を工作物によって区画されていない。そのため、当市が提案する道路標示による通行区分の明示は認められない、とのことであった。</li> </ul>	<p>【ボトルネック】</p> <p>道路交通法第2条及び道路構造令第2条の規定では、歩道、自転車道は緑石線又はそのこれに類する工作物によって区画された部分とされている。当市が提案する形で自転車と歩行者の通行区分を明示し、通行させるためには、工作物でなく、ライン表示でも区分されていると認められることで実現が可能となり、これがボトルネックであると考え、</p> <p>【緩和を要望する理由】</p> <p>当該堤防道路は、河川敷という景観の良さもあり、ウォーキングやサイクリングを楽しめる道路として市民に認知されている。</p> <p>・市民の声として、「自転車と歩行者が混在となっており、危険を感じる」「景観の良い道路として維持・整備してほしい」という声がある。</p> <p>・当市としては、市民の要望に応えるとともに、交通弱者である歩行者の安全を確保すべく、自転車と歩行者を区分したいと考えている。</p> <p>・区分する具体的な手法として、<b>別紙の通り</b>を考えており、これは歩行者の両側を自転車通行するよりも、片側を通行した方が歩行者の安全は確保されるの考えに基づくものである。</p> <p>・現行の規定では工作物で区分することとされているが、堤防道路の性質上、水防活動の妨げとなるような工作物の設置は望ましくないこと、市民からも「景観の良さ」を確保して欲しいというニーズもあること。</p> <p>・これらを勘案し、自動車と接触する恐れが無い、車道と隣接していない歩道(当該堤防道路のようなものを想定)に限定するものとし、かつ、路面上にマークと矢印を表示し、通行する場所と方向の明示を行うことを前提として、工作物に代わり、ライン表示により区分されているものと認めていただきたい。</p>	<p>【A-1:指定自治体の提案どおり総合特区で実施 A-2:全国展開で実施 B:条件を提示して実施 C:代替案の提示 D:現行法令等での対応可能 E:対応しない F:各省が今後検討 Z:指定自治体が検討】</p>	<p>【a:了解 b:条件付き了解 c:受け入れられない d:その他】</p>														
					1回目	警察庁交通企画課、交通規制課	道路交通法第2条(用語の定義)、道路構造令第2条(用語の定義)	C									a	<p>実務者協議において代替案として、現行法令により「堤防道路を市道認定する際に、自転車歩行者専用道路に指定し、車道外側線(道路標識、区画線及び道路標示に関する命令第7条の規定により、「路側帯」とみなす)を設置することにより通行方法を明示することが可能である。」との結論に至ったことについては了解します。区画線を設けるに当たり、今後、新潟県公安委員会と詳細について協議を進めてまいります。</p>		代替案が示され、自治体も了解し、要望は実現可能であることが明らかとなったため協議終了。自治体は区画線を設けるに当たり、地元公安委員会等と協議を進めること。但し、協議を進めた結果、取り組みが実現できないことが判明した場合は、警察庁、国土交通省と改めて協議を行うこととする。	
					2回目																
1回目	国土交通省道路局企画課	道路交通法第2条(用語の定義)、道路構造令第2条(用語の定義)	C										a	<p>実務者協議において代替案として、現行法令により「堤防道路を市道認定する際に、自転車歩行者専用道路に指定し、車道外側線(道路標識、区画線及び道路標示に関する命令第7条の規定により、「路側帯」とみなす)を設置することにより通行方法を明示することが可能である。」との結論に至ったことについては了解します。区画線を設けるに当たり、今後、新潟県公安委員会と詳細について協議を進めてまいります。</p>		代替案が示され、自治体も了解し、要望は実現可能であることが明らかとなったため協議終了。自治体は区画線を設けるに当たり、地元公安委員会等と協議を進めること。但し、協議を進めた結果、取り組みが実現できないことが判明した場合は、警察庁、国土交通省と改めて協議を行うこととする。					
2回目																					